



令和 3 年 3 月 9 日

自動車交通部

自動車運送事業者に対する行政処分について意見を募集中 ～健康診断未受診者による健康起因事故も行政処分の対象～

自動車運送事業者（バス、タクシー、トラック事業者）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった件数が増加しています。そのため、国土交通省自動車局では「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を改正（通達改正）し、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質違反について、行政処分の対象に追加することとし、現在意見を募集しています。

1. 改正概要

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正についてのとおり。

2. 意見募集期間

令和 3 年 2 月 13 日（土）から令和 3 年 3 月 14 日（日）まで。

3. 意見提出方法等

ご意見はインターネット、電子メール、FAX 又は郵送で提出ができます。

詳細は電子政府の総合窓口 (e-Gov) でご確認ください。

(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

【問い合わせ先】

北陸信越運輸局 自動車交通部 自動車運送事業安全監理室

開田（サキタ）

TEL 025-285-9164

「自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」の改正について

令和3年2月
国土交通省自動車局

I. 背景

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告される件数は増加傾向にある。また、報告中、運行の中断等、交通事故に至らなかった事案が大半を占めているが、運転中に操作不能となったものが約2割にのぼっている。

道路運送法第27条第2項及び貨物自動車運送事業法第17条第2項の規定により、「事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。」とされているところであるが、必ずしも遵守されていない事例があるものと考えられる。

以上のような状況を踏まえ、健康状態の把握等を適切に行わずに重大事故を惹起したような悪質な違反について、行政処分の対象に追加することとする。

II. 改正概要

以下の違反を新たに行政処分の対象に追加する。

- ・ 未受診者による健康起因事故が発生したもの（注1）（注2）

初違反 40日車 再違反 80日車

（注1） 健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患および意識喪失により生じた重大事故をいう。

（注2） 事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合などに適用する。

＜参考＞現行の行政処分の基準

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

① 未受診者1名	初違反： 警 告	再違反： 10日車
② 未受診者2名	初違反： 20日車	再違反： 40日車
③ 未受診者3名以上	初違反： 40日車	再違反： 80日車

2 疾病、疲労等による乗務

初違反： 80日車 再違反： 160日車

3 薬物等使用乗務

初違反： 100日車 再違反： 200日車

III. 今後のスケジュール（予定）

通達発出：令和3年3月中

通達施行：令和3年4月1日

○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向

○昨年12月及び本年1月、運転者の健康起因による死亡事故が相次いで発生

事故事例

事例①

令和2年12月17日北九州市内発生

事業者：法人タクシー

運転者：74歳男性（運転経験30年）

事故概要

乗客3名を乗せ運行中、道路右側電柱に衝突

この事故により、運転者及び乗客（72歳）が死亡、他2名は負傷

事故原因は、報道によると心不全

※直近1年健康診断未受診。運転者は10年前に医師から心疾患の診断を受け投薬を続けていたが、事業者は把握していなかった。



事例②

令和3年1月4日渋谷区笹塚（甲州街道）内発生

事業者：法人タクシー

運転者：73歳男性（運転経験34年）

事故概要

乗客1名を乗せ運行中、横断歩道を渡っていた歩行者6名をはねた

この事故により、歩行者1名が死亡、他の歩行者5名が重軽傷

事故原因は、くも膜下出血により意識を失った疑い

※健康診断は、昨年12月8日に受診。高血圧、脂質異常症について治療中だが、産業医から要注意者として指摘なし。



< 処分基準強化(案) >

行政処分基準(全モード)

運輸規則第21条第5項及び安全規則第3条第6項

1 疾病、疲労等のおそれのある乗務

① 未受診者1名

警 告(10日車)

② 未受診者2名

20日車(40日車)

③ 未受診者3名以上

40日車(80日車)

2 未受診者による健康起因事故が発生したもの 40日車(80日車)

3 疾病、疲労等による乗務

80日車(160日車)

4 薬物等使用乗務

100日車(200日車)

< 適用方法(案) >

・健康起因事故とは、当該運転者が、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失を発症し、負傷者(当該運転者を除く。)が生じた重大事故をいう。

・事業者が、当該運転者の事故発生日から過去1年以内に法定の健康診断を受診させずに乗務させていた場合、または、健康診断受診結果に基づき、脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に関連する疾病を疑い、要再検査や要精密検査、要治療の所見があるにもかかわらず、再検査を受診させずに乗務させていた場合のいずれかに該当した場合に適用する。

なお、「2」を適用した運転者は、「1」の調査対象から除く。

※令和3年2月13日 パブコメ開始

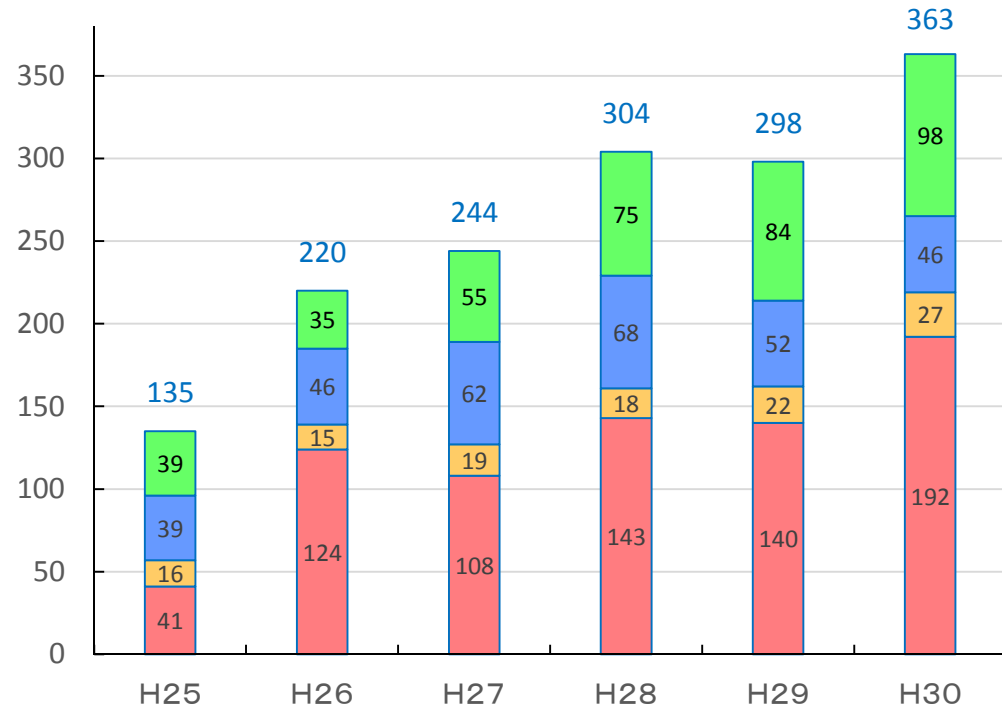
令和3年4月1日施行予定

(参考) 運転者の健康状態に起因する事故報告件数の推移

○運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続できなくなった事案として、自動車事故報告規則に基づき報告のあった件数は、健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し増加傾向にある。

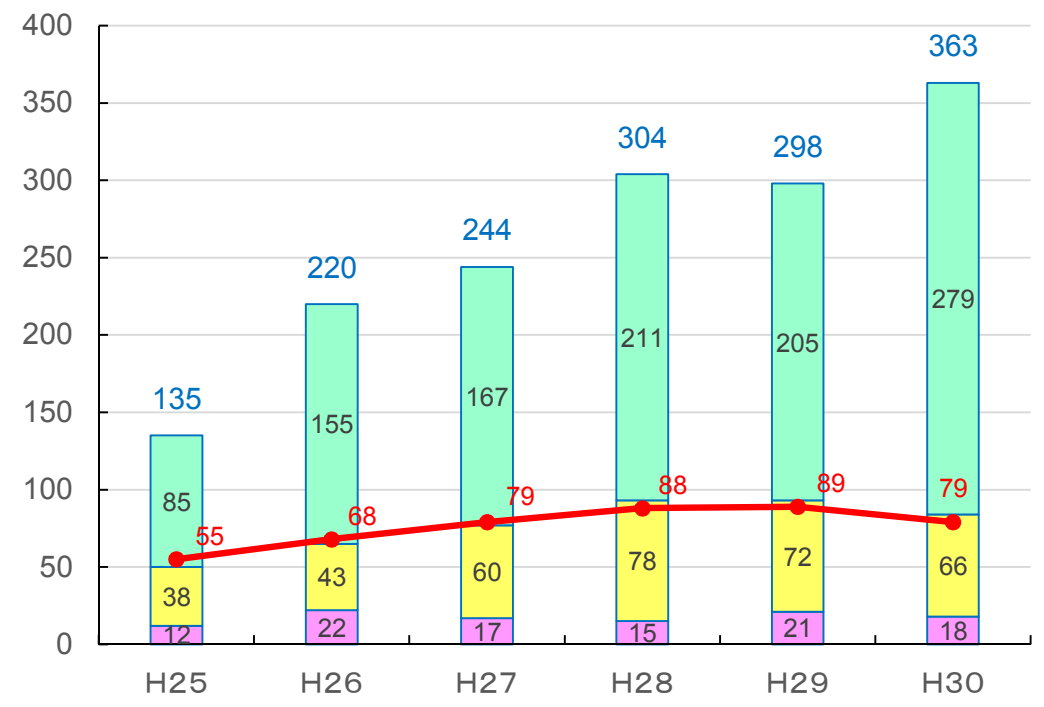
○運行の中断等、交通事故に至らなかったものが大半を占めるが、約2割が運転中に操作不能となった事案である。

健康状態に起因する事故報告件数 (業態毎の件数)



- トラック (運転者数: 約86万人)
- タクシー (運転者数: 約28万人)
- 貸切・特定 (運転者数: 約5万人)
- 乗合 (運転者数: 約8万人)

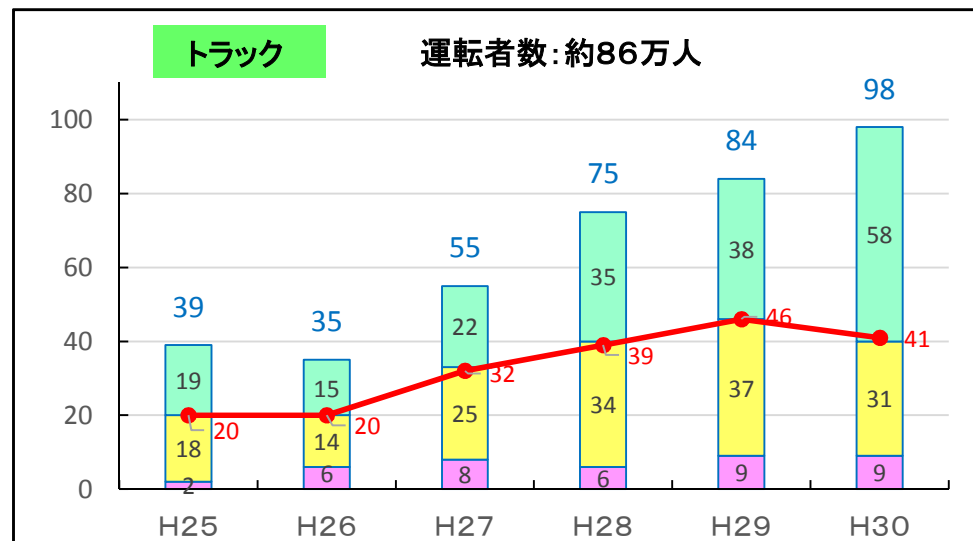
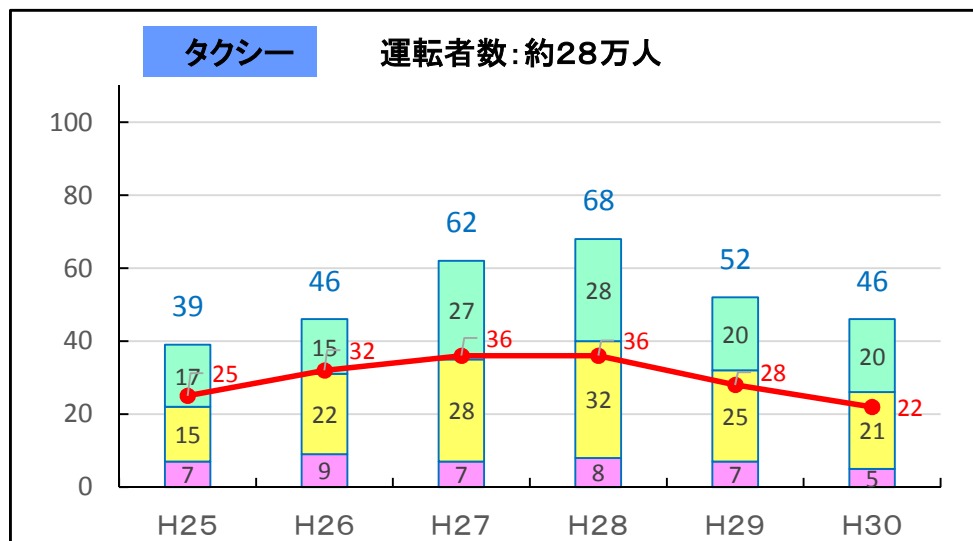
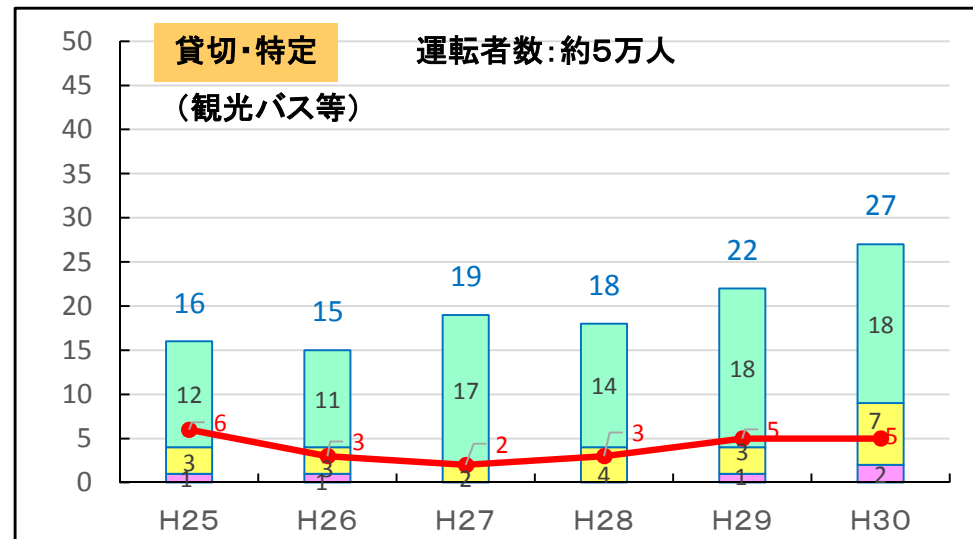
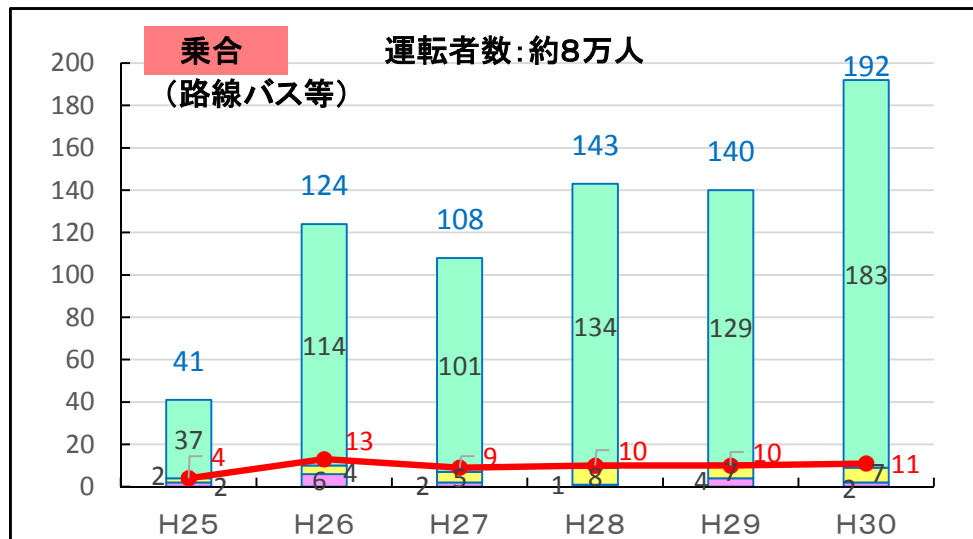
健康状態に起因する事故報告件数 (報告内容毎の件数)



- 衝突・接触がなかったもの(乗務の中断等)
- 衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じていないもの(物損事故等)
- 衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じたもの(人身事故等)
- 運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、運転操作が不能となったもの

(参考)業態別の健康状態に起因する事故報告件数の推移

○乗合バスは、乗務の中断等が大幅に増加している。
 ○タクシーは平成28年以降事故件数が減少している。



衝突・接触がなかったもの(乗務の中断等)

衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じていないもの(物損事故等)

衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じたもの(人身事故等)

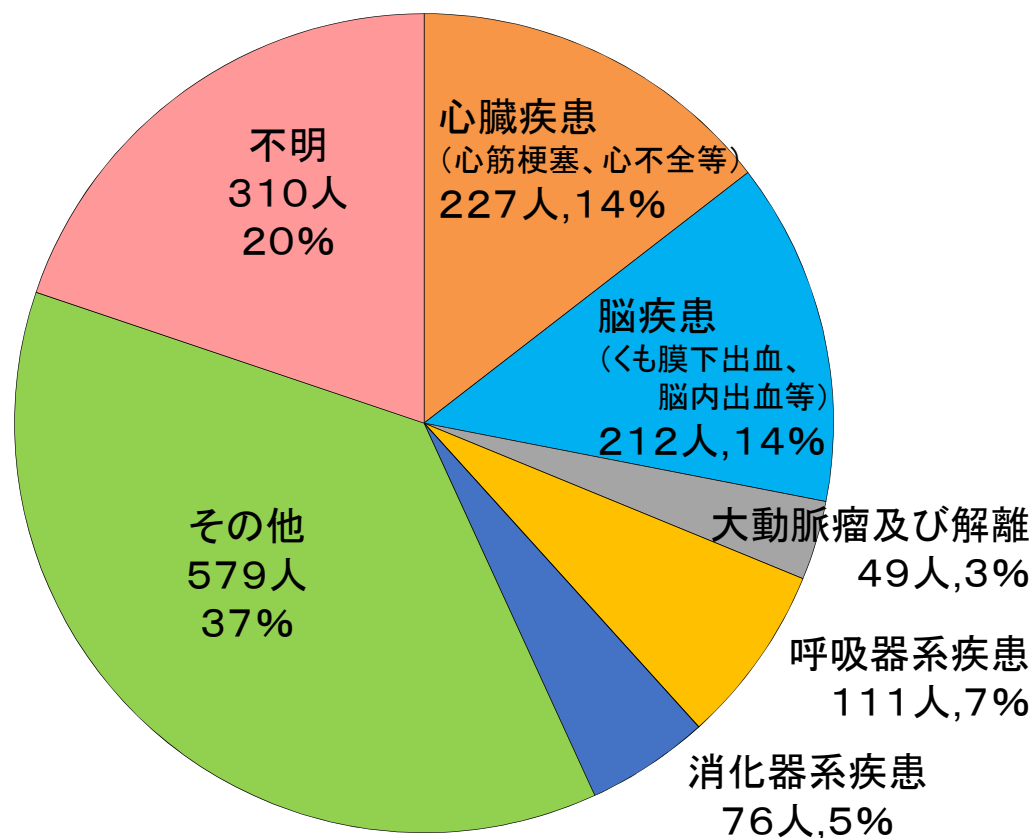
運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、運転操作が不能となったもの

(参考)健康起因事故の疾病別の内訳(平成25~30年)

○過去6年間で健康起因事故を起こした運転者1,564人のうち心臓疾患、脳疾患、大動脈瘤及び解離が31%を占める。
 ○うち、死亡した運転者267人の疾病別内訳は、心臓疾患が53%、脳疾患が13%、大動脈瘤及び解離が13%を占める。

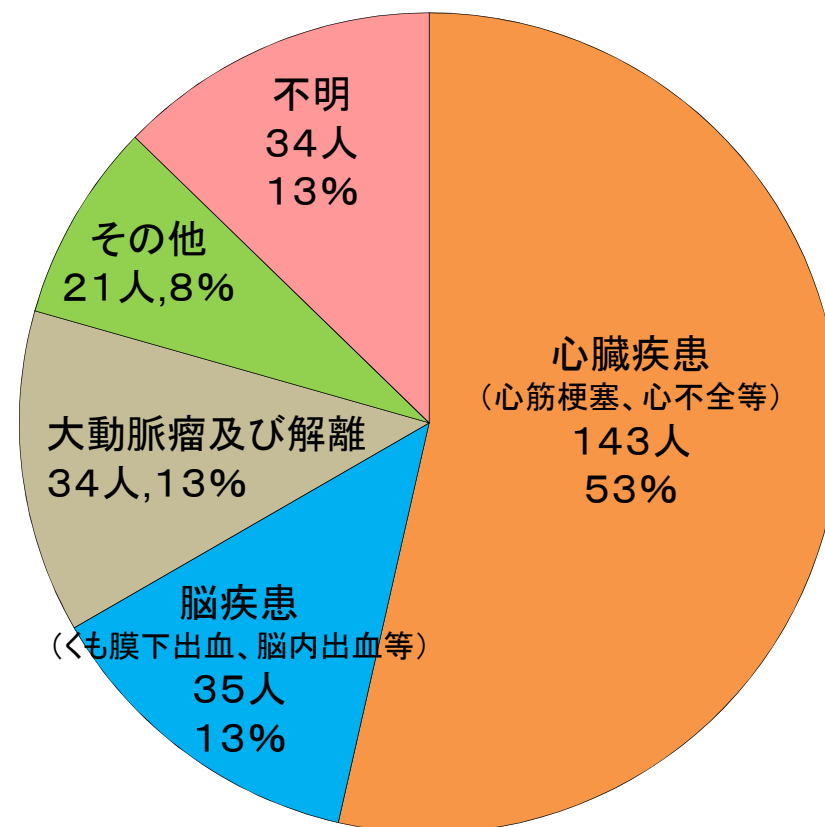
健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳 (平成25~30年)

計1,564人

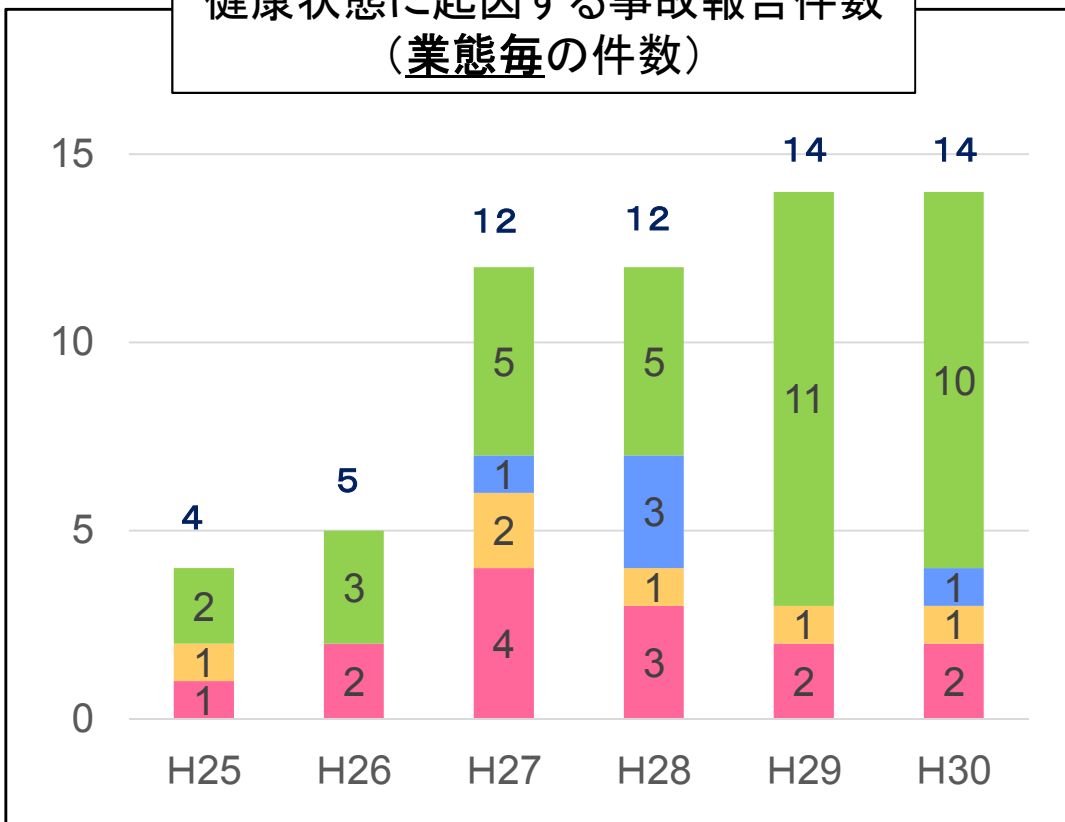


健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳 (平成25~30年)

計267人

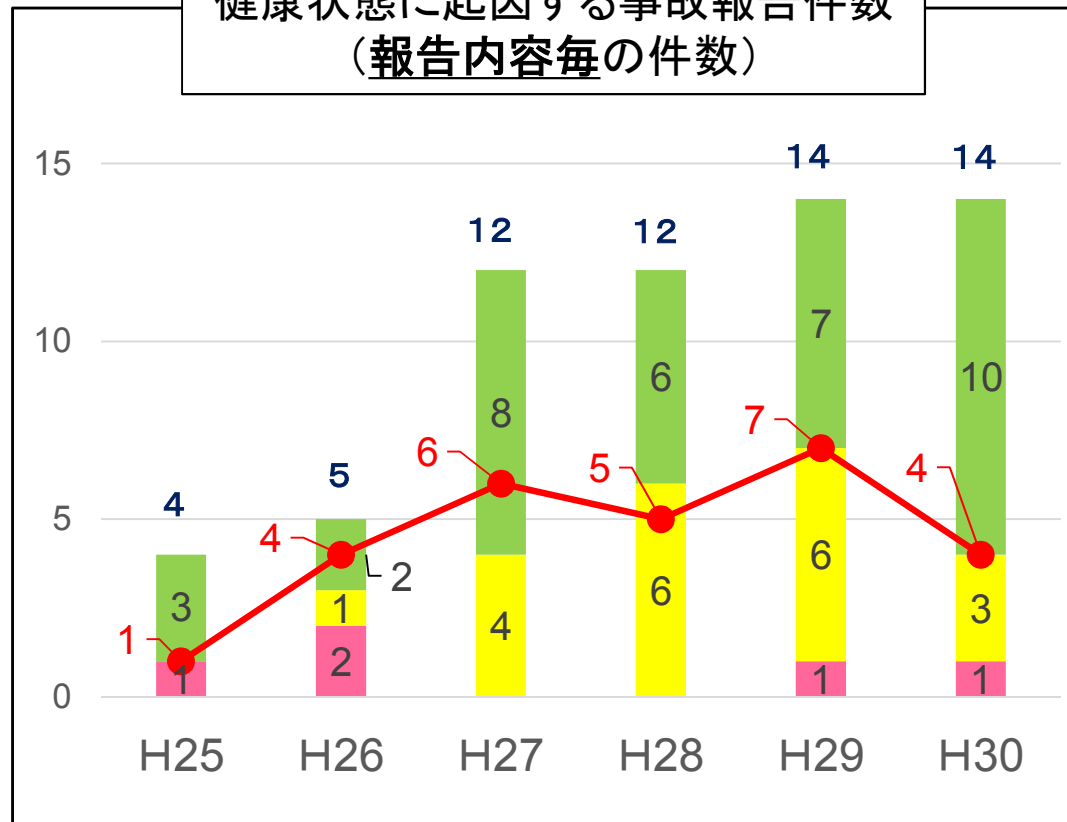


健康状態に起因する事故報告件数
(業態毎の件数)



- トラック
- タクシー
- 貸切・特定
- 乗合

健康状態に起因する事故報告件数
(報告内容毎の件数)



- 衝突・接触がなかったもの(乗務の中断等)
- 衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じていないもの(物損事故等)
- 衝突・接触を伴うもので、死傷者が生じたもの(人身事故等)
- 運転中(信号待ち、乗降扱い中を含む)に、意識障害等により、運転操作が不能となったもの

○管内の事故事例

令和2年7月16日富山県高岡市内発生
事業者: 法人タクシー
運転者: 53才男性

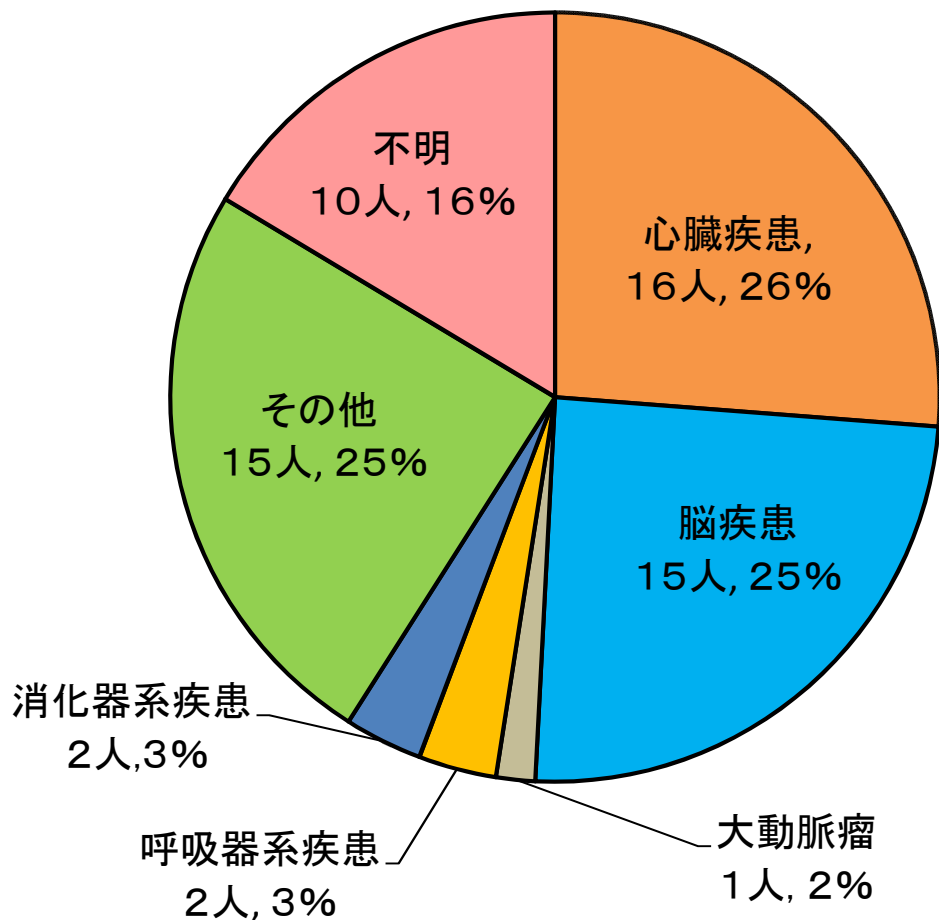
事故概要

国道8号線の高岡市内の交差点において、赤信号で停車中の車両4台に衝突し、4名が負傷(軽傷)。運転手の「入院診療計画書」の病名記載欄には「脳出血(左被殻出血)」と記載。なお、運行前点呼では異常なしと判断されている。

○過去6年間で健康起因事故を起こした運転者61人のうち心臓疾患、脳疾患が51%を占める。
○うち、死亡した運転者15人の疾病別内訳は、心臓疾患が66%、脳疾患が13%を占める。

健康起因事故を起こした運転者の疾病別内訳 (平成25~30年)

計61人



健康起因により死亡した運転者の疾病別内訳 (平成25~30年)

計15人

